

## 「信濃川水系北信圏域河川整備計画（変更原案）」に対する意見募集要領

### 1. 意見募集期間

令和3年9月13日（月）～令和3年10月1日（金） 17時必着

（郵送の場合は当日消印まで有効）

なお、意見募集は、須坂市、中野市、飯山市、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村に「居住、通勤又は通学する方」又は「土地又は建物を所有する方」を対象とします。

### 2. 提出方法

ご意見は、別添意見提出様式にご記入いただいたものを郵送、電子メール、ファクシミリ、持参のいずれかの方法で、下記3. の須坂建設事務所または北信建設事務所のいずれかへご提出ください。

### 3. 提出先

#### 郵送の場合

〒383-8515

中野市大字壁田 955 長野県北信建設事務所 整備課 計画調査係

〒382-0073

須坂市大字須坂字中縄手 1699-11 長野県須坂建設事務所 整備課 計画調査係

#### Eメールの場合

hokuken-seibi@pref.nagano.lg.jp（北信建設事務所）

suzakaken-seibi@pref.nagano.lg.jp（須坂建設事務所）

#### ファクシミリの場合

0269-28-0770（北信建設事務所）

026-245-8620（須坂建設事務所）

（確認のため FAX 送信後に電話連絡をお願いします）

## 事務所へご持参の場合

長野県北信建設事務所もしくは長野県須坂建設事務所へ提出願います。

### 4. 注意事項

- ①ご意見はできるだけ300文字以内としてください。
- ②日本語でご記入ください。
- ③いただいたご意見については、十分に検討を行い、「信濃川水系北信圏域河川整備計画(変更案)」を作成します。また、個人情報を除いたうえで、県の考え方と一括してホームページで公表する予定です。
- ④電話でのご意見は受け付けておりません。
- ⑤ご意見に対しては、個別にお答えすることはできません。
- ⑥期限までに到着しなかったものは無効とします。なお、上述の提出方法に沿わない形で提出されたもの及び下述のいずれかに該当する場合はご意見を無効とする場合があります。
  - ・個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容
  - ・個人や特定の企業・団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
  - ・個人や特定の企業・団体の著作権を侵害する内容
  - ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
  - ・営業活動等営利を目的とした内容

### 5. 「信濃川水系北信圏域河川整備計画(変更原案)」閲覧方法

#### ① インターネット

須坂建設事務所ホームページ

<https://www.pref.nagano.lg.jp/suzakaken/>

北信建設事務所ホームページ

<https://www.pref.nagano.lg.jp/hokuken/kasenseibikeikaku.html>

#### ② 閲覧場所

縦覧期間中(官公庁の閉庁日除く 9時から17時まで)は、以下の場所で閲覧可能です。

また、「意見募集要領」、「意見提出様式」の入手も可能です。

長野県建設部河川課・長野県須坂建設事務所整備課・長野県北信建設事務所整備課  
須坂市道路河川課・中野市道路河川課・飯山市道路河川課・小布施町建設水道課  
高山村建設水道課・山ノ内町建設水道課・木島平村建設課・野沢温泉村建設水道課  
栄村建設課

## 6. 問い合わせ先

長野県建設部河川課 026-235-7310 (直通)

長野県須坂建設事務所 026-245-4493 (直通)

長野県北信建設事務所 0269-23-0793 (直通)